

指宿広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

(平成5年指宿広域市町村圏組合条例第9号)

改正 平成18年指宿広域市町村圏組合条例第2号  
平成25年指宿広域市町村圏組合条例第1号  
平成25年指宿広域市町村圏組合条例第2号  
令和元年指宿広域市町村圏組合条例第3号  
令和2年指宿広域市町村圏組合条例第3号  
令和5年指宿広域市町村圏組合条例第2号

(目的)

第1条 この条例は地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果並びに失職の特例に関し、規定することを目的とする。

(降任、免職、休職及び降給の手続)

第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして、職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして、職員を休職する場合においては、医師2人を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の処分は、その処分の事由を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(降任の効果)

第3条 法第28条第1項の規定により降任させる場合は、別に定める規則により、降格させるものとする。

(休職の効果)

第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は3年を超えない範囲内において休職を要する程度に応じ個々の場合について任命権者が定める。

2 任命権者は前項の規定による休職の期間中であってもその事故が消滅したと認められるときは速やかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第5条 休職者は職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

2 休職期間中の給与については、指宿広域市町村圏組合職員の給与に関する条例（昭和47年指宿広域市町村圏組合条例第1号）第3条の規定により準用する指宿市職員の給与に関する条例（平成18年指宿市条例第46号）第25条第2項から第7項までの規定による。

（降給の効果）

第6条 法第28条第1項の規定により職員を降任させる場合は、その意に反して降給させることができる。

2 前項の降給は2号給を超えない範囲内において任命権者が定める。

（失職の特例）

第7条 任命権者は、法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、その刑に係る罪が過失により犯したもので、刑の執行が猶予された者について、その情状を考慮し、特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。

2 前項の規定により、その職を失わないこととされた職員が、その刑の執行猶予を取り消されたときは、その取消しの日にその職を失うものとする。

（この条例の実施に関し必要な事項）

第8条 この条例の実施に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年指宿広域市町村圏組合条例第2号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月8日指宿広域市町村圏組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月8日指宿広域市町村圏組合条例第2号）  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年11月25日指宿広域市町村圏組合条例第3号）  
この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月27日指宿広域市町村圏組合条例第3号）  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年2月13日指宿広域市町村圏組合条例第2号）  
（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（降給に関する経過措置）

2 指宿広域市町村圏組合職員の給与に関する条例第3条の規定により準用する指宿市職員の給与に関する条例附則第19項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。

3 第2条第2項及び第6条第2項の規定は、前項に規定する措置の適用を受け  
る職員には、適用しない。この場合において、当該職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。